



## CONTENTS

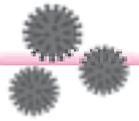
村からのお知らせ.....	2 ~ 18
・ワクチン接種について	
・村議会議員選挙の執行	
・税金等をスマホで納付	
保健相談センター.....	19
暮らしの情報.....	20 ~ 21
カレンダー.....	22
話題あれこれ.....	23
イベント.....	24



# 新型コロナウイルス感染症についてのお知らせ

問い合わせ先／保健相談センター（☎0279-70-8052）

全国で、新型コロナウイルスのワクチンの医療従事者等に対する先行接種が始まりました。  
 村では、国の方針に基づき、住民の皆さんが速やかにワクチンを接種できるよう準備を進めています。



## ワクチン接種について

### 接種時期

- ①医療従事者等・実施中
- ②65歳以上の方・4月下旬以降  
（昭和32年4月1日生以前の方）
- ③上記以外の方・未定

### 接種対象者

16歳以上の方  
 （接種日時点で満16歳以上の方が対象）  
 ※16歳未満の方への接種は、国の方針が  
 決まり次第お知らせします。

### 接種費用

無料

### 接種方法

- ①集団接種・南部コミュニティセンター
- ②個別接種・詳細が決まり次第、村広報紙やホームページ等でお知らせします。  
 接種には、必ず事前に予約が必要です。予約後、集団接種会場（南部コミュニティセンター）や個別医療機関（協議中）で接種してください。  
 ※予約の受付は、まだ行っておりません。



### 接種券の送付

ワクチン接種には、村が発行する接種券が必要です。  
 接種券は村内に住民登録がある方を対象に発送します。  
 65歳以上の方には、4月以降に発送する予定です。  
 その他の方は順次発送します。  
 ※国が示すスケジュールによって、変更になる場合があります。

### ■ワクチン接種のスケジュール(予定)

◆接種券の発送時期(予定)

対象(優先順)	3月	4月	5月以降
医療従事者等		ワクチン接種 →	
65歳以上の方		◆	→
上記以外の方			◆ →

※接種の供給量などを踏まえ  
 順次発送を開始します。

### 詳細は決まり次第

接種券の発送時期やワクチン接種の日程、予約方法、接種を受けられる医療機関など詳しくは決まり次第、村広報紙やホームページ等でお知らせします。

※ワクチン接種は強制ではありません。接種を受ける方の同意がある場合に限り接種が行われます。

## ワクチン接種について

### 発熱患者等の受診・相談に関すること

発熱などの気になる症状のある人は、かかりつけ医へ相談してください。

- 群馬県受診・相談センター（☎0570-082-820 24時間対応）
- 渋川地区発熱相談センター（☎080-2208-9876 月～金曜日(平日) 午前8時30分～午後5時)

### 新型コロナワクチンに関すること

- ぐんまコロナワクチンダイヤル（☎0570-783-910 24時間対応）
- 厚生労働省の電話相談窓口（☎0120-761770 月～日曜日(土日祝日可) 午前9時～午後9時)

# 4月18日(日)は 榛東村議会議員選挙

(期日前投票は、4月14日(水)～17日(土))



任期満了に伴う『榛東村議会議員選挙』が、4月13日(火)に告示され、4月18日(日)に投票が行われる予定です。

## 投票

### 投票できる方

平成15年4月19日以前に生まれた方で、令和3年1月12日までに本村の住民基本台帳に登録(転入届を提出)され、引き続き登録されている方

### 投票時間と場所

投票時間は午前7時から午後8時までです。郵送された入場券をご持参ください。入場券を無くした場合、投票日当日、投票所で再発行します。

投票は不在者投票を除き、すべて決められた投票所で行うことになっています。入場券に指定された投票所が記載されていますので確認してください。

### 村内で住所を移した方

4月13日以降に転居の届出をした方は、転居前の投票所で投票していただきます。

### 転入・転出した方

1月13日以降に本村に転入された方、および投票日までに他の市町村へ転出された方は投票できません。

### 代理投票

体が不自由で字を書くことができない方などは、投票所の係員が本人に代わって候補者名を記載し、投票することができます。投票の秘密は厳守されます。

## 期日前投票

投票は、投票日に投票所で行うことが原則ですが、投票日に次の理由のいずれかに該当することが見込まれる方は、事前に期日前投票を行うことができます。

### 期日前投票対象者

- ・仕事や家族の冠婚葬祭がある
- ・旅行やレジャーなどで村外へ出かける
- ・疾病、妊娠などのため歩行が困難である

### 期日前投票の期間

告示日(4月13日(火))の翌日14日から投票日前日の17日(土)までの午前8時30分から午後8時までで

す。配布された入場券をご持参ください。

なお、告示日当日は期日前投票はできません。

### 期日前投票場所

榛東村役場 村民ホール

## 不在者投票

県選挙管理委員会が指定した病院、老人ホームなどに入院、入所の方や、投票する資格があつて村外に滞在中の方は、不在者投票を行うことができます。

### 病院などでの不在者投票

県選挙管理委員会の指定する病院、老人保護施設、身体障害者更生施設などに入院、入所している方は、そこで投票することができます。お早めに病院などの職員にご相談ください。

### 村外に滞在している方

投票する資格があつて村外に滞在中の方は、滞在先の市区町村の選挙管理委員会を通じて、不在者投票を行うことができます。

投票用紙などの送付は全て郵送で行います。滞在先の選挙管理委員会から本村の選挙管理委員会に到着するまでの日数をお考えになり早めに手続きをしてください。

## 開票

開票は即日開票で、午後9時から中央公民館で行い、開票状況の公表は中央公民館で配布するほか、村ホームページにも掲載します。なお、開票作業に支障がでるため、電話等によるお問い合わせにはお答えしません。

## ルールを守って正しい選挙

### 政治家および後援団体の寄付は禁止されています

#### ■公職の候補者などの寄付は…

立候補予定者や現在公職にある人(以下「政治家」と呼びます。)が、選挙区内にある者に寄付をすること(政党や親族に対するものおよび政治教育集会に関する必要やむを得ない実費の補償は除かれます。)は、いかなる名義をもってするものであっても禁止されており、次のものを除きすべて罰則の対象となります。

- ① 政治家本人が自ら出席する結婚披露宴における祝儀
- ② 政治家本人が自ら出席する葬儀や通夜における香典

※①や②の場合であっても、選挙に関してなされた場合や通常一般の社交の程度を越えている場合には処罰されます。

なお、政治家以外の者が、政治家名義で政治家の選挙区内にある者に寄付することも罰則をもって禁止されています。

#### ■後援団体の寄付は…

後援団体(いわゆる後援会)が、選挙区内にある者に寄付をすること(政党や後援する政治家に対する寄付および後援団体の設置目的により行う行事や事業に関する寄付は除かれます。)は、いかなる名義をもってするものであっても禁止されており、その期間のいかなる問わす処罰されます。処罰されると公民権停止の対象となります。

家にいたまま24時間納付が可能！

榛東村の村税等は令和3年4月1日から

# スマホアプリ **PayPay** **LINE Pay** で納付することができます

問い合わせ先/村税：税務課 (☎54-2211 内線163)

上下水道料金：上下水道課 (☎54-2211 内線153)

学校給食費：給食センター (☎54-2629)

## 納付できる村税等

- ・個人住民税
- ・固定資産税
- ・軽自動車税
- ・国民健康保険税
- ・上下水道料金
- ・学校給食費



村が発行した納付書に印字されているバーコードを読み取ることで、いつでも、どこでも納付をすることができます。

## 注意事項

- 1 納付書は、1枚あたりの金額が30万円以下で、バーコードが印字されているものに限ります。
- 2 発行後1年を経過した納付書は使用できません。
- 3 納付手続きが完了すると、取消しはできません。
- 4 スマホ決済アプリで納付した場合、領収証書は発行されません。
- 5 領収証書が必要な場合には、納付書裏面に記載された金融機関、コンビニエンスストアまたは役場会計課窓口で納付してください。
- 6 軽自動車税を納期限までに納付した場合には、納税証明書を送付します。(送付時期は6月中旬頃)
- 7 口座振替を利用している場合には、スマートフォン決済アプリによる納付はできません。
- 8 定期的な納付には、便利な口座振替をご利用ください。

## 国民健康保険 傷病手当金の適用期間が延長になりました



問い合わせ先／健康保険課 (☎54-2211 内線142)

新型コロナウイルス感染症に感染、感染の疑いで療養のため就労できず、事業主から給与を受けることができない方に傷病手当金を支給します。

### ○対象

榛東村国民健康保険の加入期間中に、被用者（会社等に勤めている方）が新型コロナウイルス感染症に感染した場合（発熱等の症状があり感染が疑われた場合も含む）、労務に服することができず、給与収入が減少した方。

### ○対象期間

就労できなくなった日を基準日とし、4日目以降の休みの期間のうち、就労を予定していた日数  
※4日目以降の休みが令和2年1月1日から令和3年6月30日までの間（ただし、入院が継続する場合は最長1年6か月まで）

### ○支給額

$(\text{直近の継続した3か月間の給与収入の合計額} \div \text{就労日数}) \times \frac{2}{3} \times \text{支給対象となる日数}$   
※支給額には上限があります。

申請を希望する場合は、事前に電話でお問い合わせください。

## 会社を退職等された方へ 国民年金への変更手続きを忘れずに



問い合わせ先／渋川年金事務所 (☎22-1614)

住民生活課 (☎54-2211 内線133)

20歳以上60歳未満の方は、国民年金への加入が法律で義務付けられています。勤務先を退職（失業）されたときは、厚生年金保険から国民年金への変更の届出が必要です。

- ・勤務先を退職（失業）された方に扶養されていた配偶者も、国民年金への変更の届出が必要です。
- ・退職（失業）して会社員・公務員など厚生年金保険の被保険者である配偶者に扶養される方は、配偶者の勤務先への届出が必要です。

### ○手続きについて

住民生活課または渋川年金事務所でお手続きしてください。

### ○手続きに必要なもの

年金手帳などの基礎年金番号がわかる書類または個人番号が分かる書類。

### ○保険料額

国民年金の保険料は毎年度変わります。令和3年度の月額保険料は16,610円です。

### 免除された保険料をあとから納めるには

国民年金保険料には免除制度があり、免除された保険料は、10年以内であれば、あとから納めること（追納）ができます。免除期間がある場合には、保険料を全額納付したときに比べ、将来受け取る年金額が少なくなります。追納した場合は全額納付として算定されますので、追納をお勧めします。

## 国民健康保険 加入・脱退の届出は14日以内に



問い合わせ先／健康保険課 (☎54-2211 内線142)

### ○国民健康保険制度について

誰もが安心して医療機関で受診できるように、全ての方が医療保険に加入することになっています。国民健康保険は、職場の健康保険や後期高齢者医療制度に加入している方、生活保護を受けている方または3か月未満の在留期間等の外国籍の方を除き、全ての方が加入することになります。

### ○こんなときは14日以内に届出を

職場の健康保険に加入、脱退したとき、または住所変更をしたときなど、下の表に該当する変更があった場合は、変更のあった日から14日以内に必ず健康保険課へ届け出をしてください。職場を入退職した方の国民健康保険の加入または脱退について、職場から健康保険課に届出はありませんのでご注意ください。

	こんなとき	届出に必要なもの
国民健康保険の加入	他の市区町村から転入した	前住所地の転出証明書、前期高齢者医療負担区分証明書（該当者のみ） 福祉医療費受給資格者証交付状況証明書（該当者のみ）
	職場の健康保険を離脱した またはその扶養家族でなくなった	社会保険離脱証明書、 福祉医療費受給資格者証（該当者のみ）
	子どもが生まれた	母子健康手帳
	生活保護を受けなくなった	保護廃止決定通知書
	3か月以上の在留期間のある外国人	パスポート、外国人登録証明書または在留カード、前住所地の転出証明書
国民健康保険の脱退	他の市区町村に転出する	世帯全員の国保被保険者証、 福祉医療費受給資格者証（該当者のみ）
	職場の健康保険に加入した またはその扶養家族になった	職場の健康保険に加入した方全員の国保被保険者証と職場の健康保険証、 福祉医療費受給資格者証（該当者のみ）
	死亡した	世帯全員の国保被保険者証、 福祉医療費受給資格者証（該当者のみ）
	生活保護を受けるようになった	保護開始決定通知書、世帯全員の国保被保険者証、 福祉医療費受給資格者証（該当者のみ）
	在留期間が満了した外国人	世帯全員の国保被保険者証、外国人登録証明書または在留カード、 福祉医療費受給資格者証（該当者のみ）
その他	住所・氏名・世帯主が変わった	世帯全員の国保被保険者証、 福祉医療費受給資格者証（該当者のみ）
	被保険者証を紛失・破損した	破損した国保被保険者証
	修学のため他の市区町村に転出する	国保被保険者証、在学証明書または学生証

※届出には、マイナンバーカード（または通知カードと顔写真付きの身分証明書）が必要となります。なお、世帯が異なる方が手続きする場合は、委任状と代理人の身分証明書が必要となります。  
また、年金手帳が必要になる場合がありますので、併せて持参してください。

### ○加入の届出が遅れると

国民健康保険の加入の届出が遅れた場合、その間に医療機関で受診するときの医療費が全額自己負担になります。また、国民健康保険の資格を取得したときまで最長3年さかのぼって課税した国民健康保険税を、一括で納めなければなりません。

### ○脱退の届出が遅れると

国民健康保険の脱退の届出が遅れ、国民健康保険の資格がなくなったあとに医療機関で受診した場合、国民健康保険が負担した医療費を返還していただくことになります。また、脱退の届け出がないと、職場の健康保険の保険料などを納めている場合でも、国民健康保険税の請求や徴収が続きます。

# 福祉医療費受給資格者証の届出もお忘れなく



問い合わせ先／健康保険課（☎54-2211 内線145）

## ○こんなときは必ず届出を

福祉医療費受給資格者証をお持ちの方で、健康保険証の変更、住所または氏名の変更、受給資格者の村外転出などがあったときは、受給資格者証の変更または喪失などの手続きが必要になります。右の表に該当する変更などがあった場合は、健康保険証、受給資格者証等を持参のうえ健康保険課へ必ず届出をしてください。

	こんなとき
資格変更	加入している健康保険が変わった
	村内で住所が変わった
	氏名または世帯主が変わった
資格喪失	村外へ転出する
	死亡した
	生活保護を受けるようになった
その他	福祉医療受給資格者証を紛失・破損した
	交通事故のケガで医療機関を受診し、福祉医療受給資格者証を使用した

## 平成17年4月2日から平成18年4月1日生まれ（有効期限：令和3年3月31日）の保護者の方へ福祉医療費受給資格者証の更新手続きについて



問い合わせ先／健康保険課（☎54-2211 内線145）

令和3年3月に卒業する中学3年生が使用している福祉医療費受給資格者証（ピンク色の医療券）は、有効期限が令和3年3月31日（平成33年3月31日）までのため、4月1日以降は使用することができなくなります。

対象者には、新しい受給資格者証を郵送しますので、4月1日以降は、新しい受給資格者証を使用してください。併せて申請書等を郵送していますので、更新のお手続きをよろしくお願ひします。

## ○通知発送時期

3月26日（金）

## ○提出期限

4月28日（水）必着 ※受付時間は、平日 午前8時30分から午後5時15分です。

## ○提出場所

榛東村役場 健康保険課（〒370-3593 北群馬郡榛東村大字新井790番地1）

## ○持参するもの

- ①送付された通知
- ②お子様の健康保険証
- ③福祉医療費受給資格者証申請書兼登録台帳（同封）

## ○その他

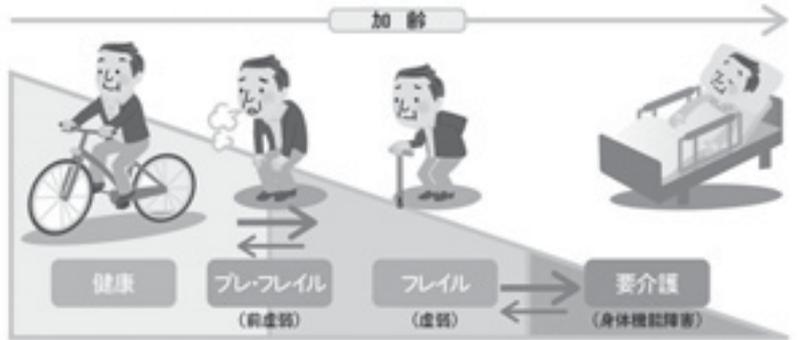
- ・郵送で提出の場合は、お子様の健康保険証をコピーしたもの、福祉医療費受給資格者証申請書兼登録台帳を提出場所あてに送付してください。なお、記入、添付書類漏れ等がある場合は、来庁していただくことになりますのでご了承ください。
- ・令和3年4月1日までに転出を予定している場合は、送付した受給者証を返却していただく必要があります。転出の手続きの際に、健康保険課に返却してください。
- ・父母等に扶養されてない方または婚姻されている方は対象外となりますので、問い合わせ先へその旨ご連絡ください。なお、後日判明した場合は、遡って福祉医療費負担分を請求する場合がありますのでご了承ください。

# フレイル予防のための生活習慣

問い合わせ先／地域活性化支援センター（☎25-8441）

新型コロナウイルス感染症の拡大により外出の機会が減り、自宅に閉じこもりになると健康への悪影響が心配されます。筋力の低下や、食欲が落ち栄養状態の悪化、体重減少、脳の働きの衰えなど心身の機能が低下した「**フレイル（虚弱）**」が進んでいきます。

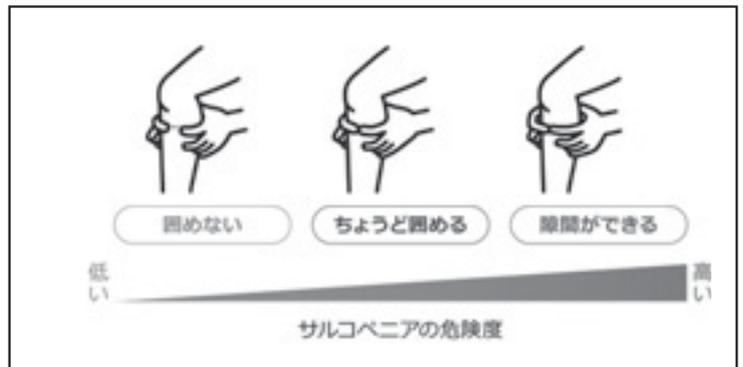
ただし、フレイルは、運動や食事などの生活習慣を見直すことで健康な状態に戻すことができます。生活の中で工夫しながらフレイルを予防していきましょう。



## 自分でフレイルをチェックしてみましょう！

### 1 サルコペニアの危険度チェック 筋力量を測ってみましょう。(指輪つかテスト)

- ①親指と人差し指で輪を作ります。
  - ②利き足でない方のふくろはぎの一番太い部分に当ててみます。
- \*サルコペニアとは筋力が低下した状態をいい、フレイルの前の状態です。



### 2 チェックしてみましょう。

①	以前と比べて歩く速度が遅くなった
②	6ヶ月間2～3kgの体重減少があった
③	(ここ2週間) わけもなく疲れたように感じる
④	ウォーキングなどの運動を週1回以上していない
⑤	5分前のことが思い出せない



<p><b>該当の項目が0個の方は…健康</b> 今までどおりの生活を送りましょう</p> <p><b>1～2個の方は…フレイルの手前</b> 生活習慣を少し見直しましょう</p> <p><b>3個以上…フレイルの可能性あり</b> 積極的にフレイル予防に 取り組みましょう</p>
---



### はつらつ教室に参加されている皆さんへ

新型コロナウイルス感染症の状況により教室の再開を検討しています。再開のときはお知らせします。



# フレイルの予防のための3本柱（1 運動、2 栄養、3 社会参加）

フレイル対策3つの柱（＝健康寿命を延ばすための要素）



## 1 運動

- ・ストレッチ、ウォーキング、筋力トレーニングを組み合わせることが良いとされていますが、まずは取り組みやすいものから始めてみましょう。

☆テレビを見ながら体操ができます。

**群馬テレビ（3チャンネル）で放送中**  
「ぐんまゆったり体操」 月～金曜 朝7時45分～7時50分



## 2 栄養（食事と口腔機能）

### 食事

- ・1日3食しっかり食べましょう。
- ・1食の中で主食・主菜・副菜を意識して食べるようにしましょう。
- ・毎食1品、たんぱく質（魚・肉・卵・大豆製品など）を片手1つ分は食べましょう。
- \*食事制限を受けている方は、かかりつけ医に指示に従ってください。



### 口腔機能

- ・毎食後とねる前に歯みがきをしましょう。
- ・食事はしっかり噛んで食べましょう。
- ・電話などでおしゃべりをしましょう。
- ・お口の体操をしましょう。

### パタカラ体操

「食べ物をお口に入れて、のどの奥まで運ぶ時の一連の動作」を鍛えます。

- ① 「パ」「タ」「カ」「ラ」を各5回ずつ、大きな声で発音します。
- ② 「パタカラ」と続けて5回繰り返し発声します。

## 3 社会参加（社会や人とのつながり）

- ・孤独を防ぐため、家族や近くにいる友達と電話やメールを利用して交流をとりましょう。
- ・買い物など困った時に助けを呼べる相手をあらかじめ考えて、連絡をとっておきましょう。



# 生徒たちの **今**

榛東中学校では、「未来・人生を実り多いものにする学校」を目指し、「自主貢献」を生徒と職員の合言葉として、日々の教育活動を進めてきました。整備されたタブレットやネットワーク環境も、そのために積極的に活用しています。未来を切り拓き、激しく変化する社会をたくましく生きていく自立した人間への成長に向かって、コロナ下での混乱に振り回されず、日々、新たな挑戦を続ける生徒たち。そんな榛中生の、今の学びの姿を紹介します。



## 考える 表しながら考える じっくり考える

箏ことを使った作曲に挑戦。慣れない楽器を使って悪戦苦闘です。音の高さや長さ、リズムを線に表し、お互いの思いを重ね合わせてイメージを音にしました。名曲の完成です。

### 生徒のことば

“箏の音色を生かすため、力強さや速さなどの表現にこだわり、工夫しました。友達の協力もあり、とても良い作品に仕上がりました。”

## つながる 遠くの人とつながる 友達とつながる

様々な職業の方から、働くことの大切さや喜びなどをうかがいました。タブレットで離れた場所の方（写真は群馬中央病院長）とオンラインでつながり、双方向のやりとりができます。

### 生徒のことば

“様々な職種について教えていただき、ありがとうございました。私は、「医療の仕事に就きたい！」とより強く思うことができました。”



合唱コンクールは、リモート合唱祭に。カメラを通じて心を届けます。



生徒会がリードした、生徒主体の体育大会。もちろん宣誓も生徒会長へ。

## 榛東中から広がる未来の学び

群馬県教育委員会 義務教育課  
課長 栗本 郁夫

拠点校として、県内最先端のICT教育を進めている榛東中学校の取組が全県に広がっていきます。生徒一人一人がタブレットを駆使し生き生きと学ぶ姿は、未来の学校を想像させます。生徒と先生が一丸となって挑戦し続ける取組に、県教育委員会としても大いに期待しています。



# 榛東中学校の

急激に変化する時代の中で、学校教育にも変革が求められています。群馬県内では今、小・中学校の児童生徒に一人一台のタブレットを配付し、学習での活用を進めています。

本村では、昨年度、中学校に170台の最新の生徒用タブレットをいち早く導入し、各教室への大型モニタの配置や全館のネットワークの整備を行いました。これは、県内随一の教育環境です。そして今年度は、一人一台タブレットの配置とネットワークの整備を終えました。

## 考えたこと 表現する できるようになったことを

理科の学習で貝を解剖して、生物の分類について考えました。タブレットを使えば、撮影した写真の上から考えたことを書き加え、大型モニタに映して友達に伝えることができます。

### 生徒のことは

“タブレットだと、クラス全員の意見を知ることができます。タブレットを授業で使用するによって、学習の幅が大きく広がりました。”



## 考えをもちより 対話する 課題の解決を目指して

飛沫防止ガードを置いて再開した友達と話し合う学習。友達との対話はやっぱりいいね。タブレットに考えを書き加えると、全員の画面も一瞬で更新されるから、対話も進みます。

### 生徒のことは

“話すのが苦手でも、画面に意見が表示されて参加しやすい。友達と考えを共有すると一人では思いつかないような発想が出てきます。”



## 学びの姿 アラカルト



進路を自力で切り開くために、スタディサプリに取り組む3年生。

ペアで撮影した、お互いのプレーの映像を見直して具体的にアドバイス。



生徒発案のリモート集会。生活習慣の大切さを各教室に伝えます。

## 榛東村スポーツ少年団の団員を募集します



問い合わせ先／榛東村スポーツ少年団事務局（☎54-2211 内線261）

### ○申込期間

令和3年3月1日～令和3年7月31日

### ○申込場所

各単位団の練習場所で受け付けます。  
(保護者の方と一緒に来てください。)

### ○入団費

1人：2,000円  
(県登録料、スポーツ安全保険料等)

### ○その他

現在、入団している方も、再度申込みしてください。

### ◇活動内容（練習日、時間、場所等）

単位団名	練習日	練習時間	練習場所	入団できる学年
北野球	土・日曜日 祝日	8:00～	北小校庭	新小1年生～6年生 男・女
	水曜日（ナイター）	18:30～20:30	総合グラウンド	
南野球	土・日曜日 祝日	8:00～	南小校庭	新小1年生～6年生 男・女
	火・木曜日	放課後		
サッカー	火曜日（1～3, 4～中3年生）	19:00～20:30, 21:00	総合グラウンド （サッカー場）	新小1年生～中3年生 男・女
	木曜日（4～中3年生）	18:45～20:15		
	土曜日（4～中3年生）	8:30～11:00	南部公園 （南部コミセン隣）	
	日曜日（1～3, 4～中3年生）	8:30～10:00, 9:00～11:00		
硬式テニス	土・日曜日	8:00～10:00	総合グラウンド （テニスコート）	新小1年生～6年生 男・女
ソフトテニス	土曜日	10:00～12:00	総合グラウンド （テニスコート）	新小1年生～6年生 男・女
ミニバス	火・木曜日	18:30～20:30	南小体育館 <small>（3月中旬～4月上旬しんとうアリーナ）</small>	新小1年生～6年生 女
	≪土日曜日・試合あり≫			
バレーボール	月・木曜日	18:30～21:00	北小体育館 <small>（3月中旬～4月上旬しんとうアリーナ）</small>	新小1年生～6年生 女
	土・日曜日（練習試合あり）			
剣道	火・金曜日	18:30～20:30	地区体育館 （中学校道場）	新小1年生～中3年生 男・女
柔道	火・木曜日	19:00～20:30	地区体育館 （中学校道場）	4歳（年中）～中3年生 男・女
空手	毎週金曜日	18:30～20:30	北小体育館	5歳～中3年生 男・女
	第3月曜日		南小体育館	
少林寺拳法	木曜日（毎週）	18:30～20:30	地区体育館 （中学校道場）	新小1年生～中3年生 男・女
	土曜日（不定期）			

# しんとうスポーツクラブ入会のご案内



問い合わせ/しんとうスポーツクラブ事務局 (☎54-2211 内線261)

令和3年度しんとうスポーツクラブの各プログラムの会員を募集します。

- 申込期間 令和3年4月1日(木)～ 随時受付
- 申込方法 直接会場にお越しいただき、役員に「入会金+活動費」をお渡しください。  
申込用紙は、各会場または事務局に用意してあります。  
入会金【会員1人あたりの年会費】 + 活動費【プログラムによって異なります】  

高校生以下	500円	(事務局までお問い合わせください)
一般	2,000円	
65歳以上	500円	

開催日等は、以下のとおりです。

<p><b>○バレーボール</b></p> <p>開催日 毎週水曜日 4/7(水)～                      時間 19:30～21:30                      会場 しんとうスポーツアリーナ                      対象者 中学生以上(男女)                      内容 基礎練習・ゲーム</p>	<p><b>○インディアカ</b></p> <p>開催日 毎週月曜日 7/5(月)～                      時間 19:30～21:30                      会場 しんとうスポーツアリーナ                      対象者 中学生以上(男女)                      内容 基礎練習・ゲーム</p>
<p><b>○バドミントン</b></p> <p>開催日 毎週土曜日 4/3(土)～                      時間 19:00～21:00                      会場 しんとうスポーツアリーナ                      対象者 小学生以上(男女)                      ※小学校低学年(3年生以下)の入会には、必ず保護者の方の付き添いをお願いします。                      内容 基礎練習・ゲーム</p>	<p><b>○キッズフットサル</b></p> <p>開催日 4/4(日)、18日(日)…                      時間 15:00～18:00                      会場 しんとう総合グラウンド(サッカー場)                      ※以降の開催日等は会場でご確認いただくか、事務局までお問い合わせください。                      対象者 幼児年少～小学生(男女)                      内容 基礎練習・ゲーム</p>
<p><b>○体操教室</b></p> <p>開催未定                      (新型コロナウイルス感染症の状況を踏まえ、今秋以降に開催できるよう検討します。)</p> <p>※例年、榛東中学校体育館で小学生(男女)を対象にマット・跳び箱・鉄棒などの体操教室を行っています。</p>	<p><b>○チアダンス</b></p> <p>開催日 毎月 第2・3・4土曜日                      ※会場の都合等により変更となる場合があります。                      時間 16:00～17:00                      会場 しんとうスポーツアリーナ(2階多目的ホール)                      対象者 幼児以上(男女)                      内容 ぼんぼんを持って踊るダンス。ジャズ、ヒップホップダンスなどの基礎練習・発表</p>

## 監査の結果に関する報告について



問い合わせ先／監査委員会事務局（☎54-2211 内線241）

榛東村議会議長からの請求のあった監査について、結果に関する報告に意見を添えて公表します。

榛東村監査委員 岩崎 唯雄

榛東村監査委員 善養寺 孝

### ○監査の種類

地方自治法（昭和22年法律第67号）第98条第2項に基づく議会からの監査請求に基づく監査

### ○監査の対象

監査及び結果報告の請求を受けた次の事項

- 1 平成23年度榛名カントリークラブ跡地造成工事
- 2 平成24年度上野原周辺道補修工事
- 3 平成24年度八州高原地内補修工事
- 4 平成24年度白子の海ソーラーポート用地内浄化槽等保護工事

### ○監査の方法及び着眼点

#### 1 監査の方法

村長からの提出資料の調査及び現地踏査

#### 2 監査の着眼点

- (1) 建設工事に係る予算執行は、関係法令に従って適正に執行されているか。
- (2) 建設工事に係る事務手続は、法令等に沿って適正に執行されているか。

### ○監査の結果

工事の名称	不当事項	不当事項		
		法令等	予算	その他
平成23年度榛名カントリークラブ跡地造成工事	11	8		3
平成24年度上野原周辺道補修工事	10	5		5
平成24年度八州高原地内補修工事	8	4		4
平成24年度白子の海ソーラーポート用地内浄化槽等保護工事	12	5	2	5

### ○監査委員からの意見

監査請求のあった4件の工事については多くの不当事項が認められる。

今回のような事態が繰り返されることのないよう、全ての職員が法令を遵守することはもとより、適正な事務の執行について改めて確認し、改善の必要がある事務手続がある場合については、組織として早急に改善することを強く求め、本監査の意見とする。

監査の結果に関する報告の全文については、榛東村ホームページをご確認ください。

[http://www.vill.shinto.gunma.jp/gyousei/kansakekka\\_r3\\_0222.htm](http://www.vill.shinto.gunma.jp/gyousei/kansakekka_r3_0222.htm)



## 行政手続の押印を廃止します

問い合わせ先／総務課（☎54-2211 内線250）



村では、令和3年4月1日から、村民や事業者の皆様から提出される申請書や届出書等の押印を段階的に廃止していきます。

また、国の法律等に押印の根拠がある行政手続等につきましても、法律等が改正され次第、順次対応していきます。

なお、本人確認のために、運転免許証や個人番号カード等の提示を求められることがありますので、手続きの際にはご持参ください。

押印の廃止状況は、村のホームページ等で随時お知らせします。

※契約・会計関係書類、委任状、国・県が求めているものなど、引き続き押印を求める手続きもあります。

## 南部コミュニティセンターの長期休館のお知らせ

問い合わせ先／南部コミュニティセンター（☎54-0488）



南部コミュニティセンターは、新型コロナウイルスワクチンの集団接種会場として使用するため、準備期間を含め3月から10月頃まで施設を利用することができません。（2ページ参照）

その間、南部コミュニティセンターの図書室も利用することができませんので、中央公民館の図書室をご利用ください。なお、借りている本については、中央公民館の返却ボックスでも返却することができます。

村民の皆さまには、ご不便をお掛けすることになりますが、ご理解とご協力をよろしくお願い申し上げます。

### ○利用制限期間

令和3年3月から令和3年10月頃まで

## 春季道路愛護の中止について

問い合わせ先／建設課（☎54-2211 内線233）



令和3年4月25日（日）に実施予定だった春季道路愛護は、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のため、中止となりました。

村民皆さまのご理解とご協力をお願い申し上げます。



## 木造住宅耐震改修補助金の交付を行います

問い合わせ先／建設課（☎54-2211 内線232）

村では、耐震診断に基づき木造住宅の耐震改修を行う方に対し、補助金の交付を行います。

### ○対象住宅

(次の要件を全て満たす住宅)

- ①昭和56年5月31日以前に着工された一戸建ての木造住宅又は住宅部分の床面積が2分の1以上の併用住宅
- ②平屋建て又は2階建てのもの
- ③在来軸組工法によって建築されたもの
- ④耐震診断の結果、最小の上部構造評点が1.0未満の木造住宅

### ○対象者

(次の要件を全て満たす方)

- ①対象住宅を所有されている方かつ居住されている方
- ②村税の滞納がない方（属する世帯の世帯員全員も含む）

### ○申請期間

令和3年4月1日から9月17日まで

### ○その他

耐震改修を希望する方は、建設課窓口で事前相談後、申請を行ってください。

なお、事前相談の際に建築物が事業の対象になるか確認しますので、住宅の建築年度や構造などを調べてお越しく下さい。



### ○補助金の内容

耐震補強工事費用	補助率	補助上限額
100万円未満	耐震補強工事費の5分の1	20万円
100万円以上200万円未満	—	定額30万円
200万円以上	—	定額50万円

### ○必要書類

(交付申請時提出書類)

- ①木造住宅耐震改修補助事業補助金交付申請書
- ②申請場所を示した付近見取図
- ③耐震補強工事の設計図書
- ④耐震補強工事に要する費用の見積書等の写し
- ⑤建築確認済証の写し（耐震補強工事により建築確認が必要な場合に限る）
- ⑥耐震診断の結果の写し
- ⑦住民票の写し（住民生活課で発行）
- ⑧村税の未納税額のないことの証明書（税務課で発行）
- ⑨対象住宅の固定資産課税台帳記載事項証明書（評価証明）（税務課で発行）

# 木造住宅耐震診断者の派遣を行います



問い合わせ先／建設課（☎54-2211 内線232）

村では、木造住宅にお住まいで、耐震診断を希望する方に木造住宅耐震診断者を派遣します。診断者が設計書類などをもとに現地調査を行い、どの部分が地震に弱いかや、倒壊する可能性の有無などについて一般診断を行います。

## ○対象住宅

（次の要件を全て満たす住宅）

- ①昭和56年5月31日以前に着工された一戸建ての木造住宅又は住宅部分の床面積が2分の1以上の併用住宅
- ②平屋建て又は2階建てのもの
- ③在来軸組工法によって建築されたもの

## ○対象者

（次の要件を全て満たす方）

- ①対象住宅を所有されている方かつ居住されている方
- ②村税の滞納がない方（属する世帯の世帯員全員も含む）

## ○募集戸数

3戸（定数になり次第締め切ります。）

## ○耐震診断の費用

無料（診断者の交通費は個人負担となります。）

## ○申請期間

令和3年4月1日から9月17日まで

## ○その他

耐震診断を希望する方は、建設課窓口で事前相談後、申請を行ってください。

なお、事前相談の際に建築物が事業の対象になるか確認しますので、住宅の建築年度や構造などを調べてお越しくください。

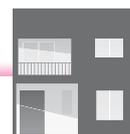
## ○必要書類

- ①榛東村木造住宅耐震診断者派遣申請書
- ②住民票の写し（住民生活課で発行）
- ③村税の未納税額のないことの証明書（税務課で発行）
- ④対象住宅の固定資産課税台帳記載事項証明書（評価証明）（税務課で発行）
- ⑤現況写真
- ⑥建築確認通知書※

※建築確認通知書が無い場合は、調査用図面の作成が必要となり、別途費用（10,000円）がかかります。なお、調査用図面は現場を調査した診断者が作成しますので、図面作成費用は直接診断者にお支払いいただくこととなります。



## 空き家のことでお困りではありませんか？



問い合わせ先／建設課 (☎54-2211 内線232)

空き家の問題は様々な分野に渡るとともに、その解決には専門的な知識が必要ことがあります。村では、空き家問題の解決に役立てるため、一般社団法人群馬県宅地建物取引業協会の協力のもと、宅地建物取引士による空き家対策無料相談会を開催します。空き家のことでお困りの方は、ぜひともこの機会にご利用ください。

### ○年間スケジュール

毎月第3金曜日 午後1時30分から午後4時まで (最終受付時刻：午後3時30分)

空き家対策無料相談会	
令和3年4月16日(金)	令和3年10月15日(金)
令和3年5月21日(金)	令和3年11月19日(金)
令和3年6月18日(金)	令和3年12月17日(金)
令和3年7月16日(金)	令和4年1月21日(金)
令和3年8月20日(金)	令和4年2月18日(金)
令和3年9月17日(金)	令和4年3月18日(金)

### ○相談方法

新型コロナウイルス感染症対策のため、しばらくの間は電話相談 (相談時間は約30分間)。

### ○予約方法

相談希望日の2日前までに、建設課あて電話で予約をしてください (先着順)。なお、相談予約が多数あった場合は、相談希望日に予約ができないことがあります。

### ○相談に必要なもの

空き家の所有者、所在地、家屋種類、面積、建築年などが分かる書類 (固定資産税納税通知書や登記事項証明書など) をご準備ください。



## 3月新刊情報 中央公民館図書室

問い合わせ先／中央公民館 (☎54-2573)

利用時間 午前8時30分から午後5時まで 休館日 毎週月曜日・祝日			
書名	著者名	書名	著者名
《一般向け》		おうち養生 きほんの100	田中 友也
はい、さようなら。	瀬戸内 寂聴	階段にパレット	東 直子
始まりの木	夏川 草介	女たちのシベリア抑留	小柳 ちひろ
検事の死命	柚月 裕子	戦争の歌がきこえる	佐藤 由美子
風の市兵衛 19・20	辻堂 魁	法廷遊戯	五十嵐 律人
灯台からの響き	宮本 輝	女だてら	諸田 玲子
自転しながら公転する	山本 文緒	みがわり	青山 七恵
日没	桐野 夏生	恐ろしくきれいな爆弾	越智 月子
悪寒	伊岡 瞬	この本を盗む者は	深緑 野分
和猫のあしあと	岩崎 永治	任侠シネマ	今野 敏
十字屋敷のピエロ	東野 圭吾	《子ども向け》	
ブラック・ショーマンと名もなき町の殺人	東野 圭吾	くだもの なんだ	きうち かつ
夜明けのすべて	瀬尾 まいこ	ふってきました	もとした いづみ
滅びの前のシャングリラ	凧良 ゆう	でんごんでーす	マック・バーネット
アンダークラス	相場 英雄	ふしぎ駄菓子屋 銭天堂 14	廣嶋 玲子
よけいなひとを言を好かれるセリフに変える 言いかえ図鑑	大野 萌子	ノラネコぐんだん ケーキをたべる	工藤 ノリコ
天涯の海 酔屋三代の物語	車 浮代	お笑い芸人と学ぶ13歳からのSDGs	たかまつ なな
		おしりたんてい おしりたんていのこい!?	トロール

しんとう健康ダイヤル24  
☎0120-077-005

24時間・年中無休 通話料・相談料無料

健康相談、医療相談、介護相談、育児相談や医療機関情報を提供します。  
医療機関を受診すべきか迷ったら、まずは電話でご相談ください。  
※電話番号は必ず非通知設定を解除してご利用ください。

お元気ですか  
地域包括支援センター  
です

「認知症」について

認知症とは、色々な原因で脳細胞が死んでしまったり働きが悪くなったりすることで、生活に支障がでる状態です。認知症の原因の主な病気では、「アルツハイマー型認知症」「レビー小体型認知症」「前頭側頭型認知症」などがあります。一般に高齢者に多い病気ですが、65歳未満で発症する場合もあり、若年性認知症といえます。厚生労働省によると、65歳以上の4人に1人が認知症とその予備軍と推定されており、誰にでも起こりうる身近な病気です。認知症は、気がつかないまま放置するとどんどん症状が進行してしまいます。

■認知症の症状について

認知症には、「中核症状」と「行動・心理症状」の二つの症状があります。「中核症状」とは、脳の細胞が壊れる事で起こる症状で主に4つあります。

- (1) 記憶障害…新しく経験した事を忘れたり、覚えられない。
- (2) 見当識障害…時間、日付、季節感、人間関係などがわからなくなる。
- (3) 理解・判断力の低下…2つ以上のことが重なったり、いつもと違う出来事で混乱しやすくなる。

- (4) 実行機能障害…計画や手順を考え、それにそって対処することが難しくなる。

「行動・心理症状」とは、中核症状に加えて、本人の性格や環境・人間関係が絡み合って起こる症状です。(例えば、うつ状態、妄想、徘徊、暴力等です。)

■認知症の予防

- ・生活習慣病の予防と治療をする。
- ・適度な運動をして脳を刺激する。
- ・バランスのよい食事をする。
- ・人と交流をする。
- ・自分にあつた趣味を続ける。

■認知症の相談窓口

認知症の原因になる病気の中には、早く治療をすれば治る場合があります。早期発見、早期治療ほど薬の効果は高く、適切な対応により進行を遅らせることができます。もし、気になる症状があればご相談ください。

(1) 認知症疾患医療センター

認知症の専門の相談員が対応します。

○群馬大学医学部附属病院

(☎0277-220-8047)

○老年病研究所附属病院

(☎0277-252-7811)

○田中病院

(☎0279-54-5560)

その他県内に11医療機関があります。

(2) 地域包括支援センター

高齢者の総合相談窓口です。

◇お問い合わせは、地域包括支援センター

☎0279-25-8441

●休日当番医●

※市外局番は0279です。

		内科		外科	耳鼻科	歯科
3月	28日(日)	みゆきだ内科医院 (渋川) ☎60-6070	駒寄こども診療所 (吉岡) ☎55-5252	とまるクリニック (渋川) ☎26-7711	川島医院 (渋川) ☎22-2421	駒寄歯科クリニック (吉岡) ☎30-5500
	4日(日)	湯浅内科クリニック (渋川) ☎20-1311	塚越クリニック (渋川) ☎60-7700	北毛病院 (渋川) ☎24-1234	森医院 (渋川) ☎23-8733	星野歯科クリニック (渋川) ☎22-0232
4月	11日(日)	神山内科医院 (渋川) ☎22-2181	榛東わかばクリニック (榛東) ☎20-5531	渋川医療センター (子持) ☎23-1010	吉岡ちよだ耳鼻咽喉科 (吉岡) ☎26-7546	さくら歯科 (吉岡) ☎30-6333
	18日(日)	川島内科クリニック (渋川) ☎23-2001	佐藤医院 (北橋) ☎52-3003	加藤整形外科医院 (渋川) ☎20-1007	川島医院 (渋川) ☎22-2421	たきざわ歯科医院 (吉岡) ☎55-6480
	25日(日)	渋川中央病院 (渋川) ☎25-1711	佐藤医院 (吉岡) ☎54-2756	渋川医療センター (子持) ☎23-1010	いのうえ耳鼻咽喉科医院 (渋川) ☎30-1133	こぶな歯科医院 (渋川) ☎22-4939
	29日(祝)	斎藤内科外科クリニック (渋川) ☎22-1678	原沢医院 (伊香保) ☎72-2503	あだち整形外科 (渋川) ☎30-1170		エース歯科 (吉岡) ☎55-1181

※耳鼻科、歯科の診療時間は正午までです。 ※夜間急患診療所(午後7時~10時、年中無休) ☎23-8899

# 暮らし の情報

## 榛東村地域包括支援センター

本村在住の高齢社の方で、困りごとや心配ごとがありましたらご相談ください。

■場所：榛東村保健相談センター内  
(☎0279-25-8441)

## 行政相談を開催します

- 日時…4月16日(金)  
午後1時30分～午後4時
- 会場…集集センター
- 内容…国・県・市町村などの行政に関することについて、相談をお受けします。お気軽にご相談ください。

# 知

お知らせ

## 児童扶養手当制度が見直されます

○児童扶養手当とは

児童扶養手当は、父母の離婚などのため、父または母と生計をともししていない18歳未満(18歳に達している場合は、その年度の3月31日まで)の児童を監護している父または母などに対して、支給されます。

○今回の改正について

現在、障害年金を受給しているひとり親家庭で、障害年金額が児童扶養手当額を上回る場合には、児童扶養手当が受給できません。今回の改正では、令和3年3月分から、児童扶養手当の額と障害年金の子の加算部分の額との差額を児童扶養手当として受給することができるよう見直します。

○児童扶養手当の申請について  
すでに児童扶養手当受給資格者として認定を受けている方は、原則、申請は不要です。それ以外の方は、児童扶養手

当を受給するためには、申請が必要で、令和3年3月1日に支給要件を満たしている方は、令和3年6月30日までに申請すれば、令和3年3月分の手当から受給できます。申請を希望する場合は、その他支給要件等もありますので、詳しくは住民生活課までお問い合わせください。

▼問い合わせ先 住民生活課

☎54-2211  
(内線134)

## 国民年金基金のお知らせ

国民年金基金は、国民年金に上乗せして加入し、税金優遇を受けながら掛金を積立て、老後により充実した年金を受取る事ができる公的な年金です。

◆特徴は◆

- ①掛金が全額「社会保険料控除」で、受取る年金も「公的年金等控除」の対象です。
  - ②受取る年金は、終身が基本で一生変動しません。
  - ③万一時はご遺族に一時金が支払われます。
  - ④掛金は、加入時の年齢で一定。途中で□数の増減もできません。
- ◆加入できる方は◆
- ①国民年金の第1号被保険者

(免除の方などを除きます)  
②国民年金の任意加入者  
(60歳～65歳未満の方や海外在住の方)

▼問い合わせ先

全国国民年金基金群馬支部  
☎0120-65-4192

## 休暇をとって、春を感じませんか？

計画的な業務運営や休暇の分散化にも資する「年次有給休暇の計画的付与制度」の導入を！

○事業主の皆さんへ

新型コロナウイルス感染症対策として、新しい生活様式が求められる中、新しい働き方・休み方を実践するためには、計画的な業務運営や休暇の分散化にも資する年次有給休暇の計画的付与制度や、労働者の様々な事情に応じた柔軟な働き方・休み方に資する時間単位の年次有給休暇制度の導入が効果的です。

詳しくは群馬労働局雇用環境・均等室 働き方・休み方改善コンサルタント(社会保険労務士)にお問い合わせください。

## 「エンシカル消費」はじめませんか。

■内容 消費者である私たちが一人ひとりの意識と行動が、今、求められています。世界をよくするためには、私たちがどんなことができるのか、どんな行動をすればよいのか。毎日の生活が、世界をよくできるかどうかにつながっています。こうした「つながり」に気づき、人・社会・地域・環境に配慮したものを買った使ったりすることが「エンシカル消費」です。

「エンシカル消費」に決まったやり方はありません。自分にとって大事にしたいことを自分のできる方法で行動すれば、それも立派な「エンシカル消費」です。一人ひとりの力が集まれば、必ず大きな力になります。多くの人が「エンシカル消費」を行えば、作る人もそれにこたえ、「エンシカルなもの」が増えていくでしょう。そんな企業や生産者を応援すれば、「エンシカル消費」はどんどん広がります。消費は大きな力を持っているのです。自分の身近な「エンシカル消費」が社会を動かし、世界を変える。皆さんも「エンシカル消費」はじめてみませんか。

教育にかかわるご相談は

**榛東村教育研究所まで**

(榛東村教育委員会)

午前8時30分～午後5時

☎54-2211 内線210

防災行政無線の放送内容は電話でも確認できます。

☎0279-54-3499



※ [tsulinos] で動画公開中

▼問い合わせ先

県庁消費生活課

☎0277-2226-2281

FAX 0277-2223-8100

**「令和3年経済センサスー活動調査」が実施されます**

■内容 総務省と経済産業省は、令和3年6月1日現在で、令和3年経済センサスー活動調査を実施します。全国のすべての事業所及び企業が対象になります。皆様の調査へのご理解・ご回答をよろしくお願ひします。

※回答いただいた内容は、統計法という法律により統計作成目的以外での使用が禁止されているなど、個人情報取扱いに必要な制度上の規律が厳格に整備されています。

▼問い合わせ先 県庁統計課

☎0277-2226-2410

FAX 0277-2224-9224



**募**

募集

**春の特別展示「新・すばらしき群馬のはにわ」**

■概要 「埴輪王国」と呼ばれる群馬県。当館には、その名に相応しい多彩な埴輪が収蔵・保管されています。今回の特別展示では、国重要文化財「上野塚廻り古墳群出土埴輪」をはじめとする、これらの埴輪を一堂に公開します。

■日程

2月27日(土)～5月9日(日)

■時間 午前9時30分～午後5時(入館は4時30分まで)

※月曜休館(3月16日～19日は展示替えのため休館)

■場所 群馬県立歴史博物館(高崎市綿貫町)

■観覧料

大人600円、大高生300円、中学生以下無料

※事前予約制(ホームページよりオンライン予約)

■その他

▼問い合わせ先・県立歴史博物館

☎0277-346-5522

FAX 0277-346-5534

**森林観察会「春を彩る樹の花」参加者募集**

■期日 4月24日(土)

■時間

午前9時30分～11時30分

■会場 県森林学習センター(渋川市伊香保町)

■内容 春の憩の森を散策しながら、芽吹き始めた若葉や春を彩る樹木の花について解説します。

■費用 無料

■申込方法 当日、直接会場へお越しください

▼問い合わせ先

県森林学習センター

☎0279-72-3220

FAX 0279-72-3045

■概要 J・I・Sに則った機械製図の基礎知識を習得する講習で、製造部門の方だけでなく、営業職、事務職の方々にもおすすめの内容です。

■日程

5月13日(木)、14日(金)

■時間 午前9時～午後4時30分

■場所 太田産業技術専門学校(太田市新野町157-1)

■対象 在職者等

■定員 10名(先着順)

■費用 9600円

■持参品 筆記用具

■申込期間

4月1日(木)～22日(木)

■申込方法:ファックス・Eメール(専用申込用紙にご記入ください)

■申込先 太田産業技術専門学校

■その他 太田産業技術専門学校ホームページをご覧ください。

(<https://otatech.ac.jp/>)

▼問い合わせ先

太田産業技術専門学校

☎0276-31-1776

FAX 0276-31-1860

**しんとう安全・安心メールにご登録を**

村内の防災、防犯、火災、行政情報等を電子メールで配信するサービスです。

登録は、空メールを送信して手続きを行ってください。

[ml.shinto@e-park.ne.jp](mailto:ml.shinto@e-park.ne.jp)

登録できない方は、総務課でお手伝いします。



# 広報カレンダー 4月

日	月	火	水	木	金	土
28 ☎8:30 日曜税務窓口	29	30	31	1	2	3
4	5	6 アヘルスアップ教室① (要予約)	7	8 ☎9:30 心配ごと相談	9	10
11	12 ☎10:00 障害福祉なんでも相談 ☎13:00 2歳児健診	13	14 ☎すくすく教室 (要予約) ☎13:30 人権相談	15	16 ☎13:30 行政相談	17
18	19	20 ☎13:00 3歳児健診	21 ☎13:30 農地・年金相談	22	23 ☎13:30 無料法律相談	24
25 ☎8:30 日曜税務窓口	26 ☎15:00 手話通訳者設置	27	28 ☎13:00 乳児健診	29 昭和の日	30	1 新型コロナウイルス感染症予防のため、各行事について規模縮小や中止する場合があります。

※ふれあい館休館日  
4月12日(月)、26日(月)

### 実施場所

☎村役場 ☎保健相談センター ☎ささえの家 ☎中央公民館 ☎南部コミセン ☎ふれあい館 ☎耳飾り館  
☎児童館 ☎しんとうスポーツアリーナ ☎集集センター ☎総合グラウンド ☎ふるさと公園 ☎榛東中体育館

### 【有料広告欄】

**家族の夢かなえる住まい**  
新築・リフォーム・土木・不動産・上下水道・解体・ガラス  
(本店) 榛東村広馬場 2207-1 (高崎支店) 高崎市中泉町 640-9

**ぐん・せい建商(株)**

0120-266-110 <http://www.gunsei.com>  
ぐんせい

榛名の大地と  
水で育った味自慢

**しんとうふるさと夢工房**  
TEL 0279-54-1890  
店頭販売  
月・火・木・金(12:00~15:00)

しんとう  
ふるさと夢工房

長期優良住宅から介護リフォーム、網戸・畳交換まで

**(有)羽鳥製材所**

TEL.0279-54-5142  
北群馬郡榛東村山子田1439-1 URL <http://www.hatori-woody.co.jp>  
ぐんまの木の家「こもれび」北群馬郡榛東村新井3252-5

榛東村新井1223-1  
0279-25-8820

**あおば歯科医院**

**健体康心**

花の便りに心が弾む  
時節となりました

診療時間 / AM8:30~PM12:00  
PM2:30~PM 7:00  
休診日 / 日曜日・祝祭日・水曜日  
(祝日のある週は水曜診療日)

**Aflac アフラック** 募集代理店  
青山 尚靖

医療保障・がん保障・死亡保障・介護保障など、  
ご意向に沿った保険選び、見直しのお手伝いをします。

0120-19-6269  
榛東村 新井 2385-4  
<http://webby.aflac.co.jp/aoyama>

**いわくら榛東接骨院**  
でんわ 090-7426-4752

榛東村広馬場 873-2 サクシードビルD.E 2 部屋分  
駐車場はウラに多数有ります TEL0279-25-8666  
※八ノ海道信号東に 800m 『小林新聞店さん』 東 100m 左折すぐ

『交通事故/労災指定・保険接骨院』 7時半まで受付 時間外予約可!  
(^o^) コロナ対策徹底! 個室施術、最新エコーも完備 (^o^)



### マスクホルダーの配付

2月25日（木）、社会を明るくする運動榛東村推進委員会で、保護司と更生保護女性会が中心となり作成したマスクホルダーを保健相談センター等に設置しました。同会では、コロナ下のため、予定していた街頭配布などの啓発活動は行いませんでした。

### 自衛隊入隊・入校予定者激励会

2月26日（金）、役場で、自衛隊に入隊・入校する本村出身者のための激励会を行い、真塩村長、榛東村自衛隊家族会高橋会長が激励品を贈りました。入隊・入校予定者を代表して、松本龍希さんが立派に職責を果たせるように頑張ると抱負を語りました。



### 春の妖精 雪割草の展示

2月27日（土）、榛東村耳飾り館で雪割草が展示されました。この雪割草は、榛東山草会会長の大山一雄さんが育てたもので、多くの方に見てもらいたいとの思いで、耳飾り館のロビーに展示していただきました。雪割草は、3月16日まで展示されました。

### 耳飾り館でむかしの暮らし展

「時代のうつりかわりと暮らしの変化」を題材に、昭和の生活道具（教科書などの勉強道具や木製の冷蔵庫・炭火あなか・火のし・酒徳利などの日用品など）や縄文時代の土器などが展示されています。同展示は、4月11日（日）まで開催しています。



### 災害時における連携を強化

3月16日（火）、村と東京電力パワーグリッド株式会社渋川支社は、災害時における停電復旧の連携等に関する協定を締結しました。

情報連携を強化して、より早い停電復旧を行い、村民が安心できる体制を構築します。

### 榛東村駐在所の改修が完了しました

3月22日（月）、榛東村駐在所が新しい駐在所で業務を再開しました。澁谷所長と見城巡査が勤務し、地域の安全を守ります。

困りごとの相談など、駐在所にご連絡ください。  
（☎0279-54-6410）緊急の用件は110番へ。



## 創造の森の開場（キャンプ場等）

問い合わせ先／産業振興課（☎54-2211 内線224）

創造の森（キャンプ場・森の恵みを食す小屋・スライダークース）は、令和3年4月5日（月）午前9時から開場いたします。

キャンプ場及び森の恵みを食す小屋の予約受付については、次のとおりです。皆様のご予約をお待ちしております。

■開場期間

令和3年4月5日～10月31日

■仮予約受付方法

役場窓口または電話で仮予約してください。

■その他

ご利用方法についてはホームページに掲載の「創造の森の利用案内」をご覧ください。



## 縄文人からのメッセージ

### 茅野遺跡出土品紹介（8） 土製耳飾りの「ご当地文様」<sup>もんよう</sup>

茅野遺跡<sup>かやのいせき</sup>のころ（縄文時代後～晩期、およそ3500年前）は、関東地方を中心とした広い範囲で、土製耳飾りが作られていました。さまざまな文様を分類して調べると、長野県や新潟県など、遠くの遺跡から出土する耳飾りに、茅野遺跡のものと同様で、茅野遺跡と群馬県内のいくつかの遺跡の範囲だけにみられる文様、また、茅野遺跡に限定される文様もあることがわかりました。つまり、茅野遺跡の時代の人びとは、遠くのムラと共通する「メジャーな文様」と、自分のムラで考案した「ご当地文様」の耳飾りを持っていたのです。「ご当地文様」には、精巧<sup>せいこう</sup>に作られた優品もあり、ほかのムラにはない、あたらしいものを創造しようという、茅野縄文人のチャレンジ精神を感じます。（耳飾り館 学芸員）



メジャーな文様（上段）とご当地文様（下段） 茅野遺跡出土土製耳飾り（国重要文化財）

広報しんとう 2021年3月号 No.601

発行：榛東村 編集：総務課

〒370-3593群馬県北群馬郡榛東村大字新井790番地1

☎0279-54-2211 FAX0279-54-8225

ホームページアドレス <http://www.vill.shinto.gunma.jp/>

### 人口と世帯

（2月末日現在）

総人口 14,574人（-4）

男 7,438人（-15）

女 7,136人（-5）

世帯数 5,974戸（+1）

※（ ）は対前月

### 編集だより

表紙はワクチン接種のシミュレーションの様子です。村では、住民の皆さまに安全に行き届くように、準備を進めています。3月21日をもって全都道府県で緊急事態宣言は解除されましたが、新しい生活様式の実践を心掛けましょう。（大山）